

2019年12月4日

農林水産省御中

有機農産物の日本農林規格等の一部改正案についての意見書

生活協同組合パルシステム東京
理事長 松野玲子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります」を理念に掲げ、約51万人の組合員を擁する生活協同組合です。

有機農産物は、化学合成農薬や化学肥料のみならず、遺伝子組み換え作物も使われていないことを消費者は信頼して利用してきました。にも関わらず、米国ではゲノム編集作物の使用を有機農産物に認めるという話も出ていると聞いて、日本の消費者も大変憂慮し、日本でも同様の対応が取られるのではないかと心配していました。今回、貴省で有機農産物にゲノム編集作物の使用を禁止される方針案を出されたことを歓迎します。改正案に関して、以下の通り意見を述べます。

記

(1) 有機農産物にゲノム編集作物の使用を禁止する改正案に賛成します

ゲノム編集技術は遺伝子組み換え技術と同じ遺伝子操作技術であり、有機農産物にゲノム編集作物の使用を禁止する改正案に賛成します。遺伝子組み換え作物が使われていないことは消費者が有機農産物を選ぶ理由の一つにもなっています。改正案の通り、ゲノム編集作物の使用を禁止してください。

(2) 他の遺伝子操作作物も使用を禁止してください

遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術のほかにも、新しい遺伝子操作技術が次々に開発されています。個別に対応していくには、対応が間に合わない可能性もあります。遺伝子組み換え技術・ゲノム編集技術以外の遺伝子操作技術も含めてすべて禁止することを明確にしてください。

(3) 輸入食品の有機認証についても改正案と同様の扱いをしてください

有機認証の内容が同等と認められた国から輸入される有機農産物については、日本で認証されたものと同じように扱われていますが、米国などで有機農産物に対してゲノム編集作物の使用が認められた場合には、日本の規格に適合したもののみを有機として扱うことを明確にしてください。

(4) ゲノム編集作物の後代の品種も使用を禁止してください

ゲノム編集作物を親とした交配育種もされる可能性があります。ゲノム編集作物を在来品種等と交配して作られる品種についても、有機農業に使わないととしてください。

以上